

◎環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律

(平成三〇年七月六日法律第七〇号)

一、提案理由（平成三〇年五月一日・衆議院内閣委員会）

○茂木国務大臣　ただいま議題となりました環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定を締結し、これを実施するため、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律について、一部の改正を行うものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、法律の題名を、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律に改めることとしております。

第二に、施行期日を、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日に改めることとしております。

このほか、環太平洋パートナーシップ協定を引用している箇所については、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の発効にも対応できるようにする等改めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨です。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告（平成三〇年五月二四日）

○山際大志郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴い、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の規定の整備を行うものであります。

本案は、去る五月八日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、十一日に茂木国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十六日から質疑に入りました。十七日には参考人から意見を聴取するとともに、同日安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行い、さらに、十八日には農林水産委員会との連合審査会を開会するなど慎重に審査を重ね、二十三日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告（平成三〇年六月二九日）

○柘植芳文君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、いわゆる T P P 11 協定の締結に伴い、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、農林水産委員会との連合審査会を行い、参考人から意見を聴取したほか、内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、T P P 11 協定の意義及び早期発効の必要性、T P P 11 協定で凍結された T P P 協定の項目の一部を本法律案で実施する理由、農林水産物の生産額への影響を含む T P P の経済効果分析に関する政府試算の妥当性、T P P 11 協定の締結が国内農業に与える影響及び対策の実効性、米国の T P P への参加を前提に設定されたセーフガード発動基準数量等について見直しを判断する時期、米国との間で行われる自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議への懸念等でありますが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の田村委員より反対、希望の会（自由・社民）の山本委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成三〇年六月二八日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一　T P P に対する国民の不安・懸念を払拭するため、引き続き、その内容及び経済効果について情報の提供に努めるとともに、国内対策に係る取組について周知を図ること。また、情報の提供等に当たっては分かりやすく整理して、丁寧の説明すること。
- 二　農林水産物の生産額への影響試算を含む T P P の経済効果分析については、他の T P P 参加国における試算例や各県の試算例も参考として、より精緻なものとなるよう、見直しに努めること。
- 三　T P P 協定附属書に規定する七年後の再協議においても、我が国の農林水産業が引き続き再生産が可能となることを基準として協議に臨み、我が国の国益に反するような合意は一切行わないこと。また、米国の参加を前提として設定された乳製品等の関税割当ての枠数量及び牛肉等のセーフガード発動基準数量については、T P P 11 協定の規定に基づき、必要な場合には適切に対応すること。
- 四　世界的に保護主義の台頭への懸念が強まる中、諸外国の活力を我が国の成長に取り込むとともに、自由かつ公正な貿易の推進・深化及び我が国の生産ネットワークの強

化に資するため、広くアジア地域における経済連携協定の推進はもとより、多角的自由貿易体制の強化・再構築に向けて、世界第三位の経済大国として、積極的にリーダーシップを発揮すること。

五 米国との経済対話や「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議（ＦＦＲ）」においては、ＴＰＰの合意水準を上回る米国からの要求は断固として拒絶し、我が国の国益に反するような合意は決して行わないこと。

右決議する。